

○奈良県警察施設整備検討専門委員会設置要綱の制定について

(昭和61年4月4日例規第13号)

[沿革] 平成元年5月例規第28号、4年5月第28号、7年2月第5号、8年12月第50号、20年3月第25号、26年2月第5号、29年3月第6号、30年3月第8号、31年4月第23号、令和3年3月第16号、4年3月第5号改正

急激に進展する都市化現象と激変する社会情勢に対応し、長期的展望に立った警察施設の整備方針等を総合的に検討、審議するため、別記のとおり制定し、昭和61年4月4日から実施することとしたので、適切に運用されたい。

別記

奈良県警察施設整備検討専門委員会設置要綱

第1 委員会の設置

奈良県警察運営総合対策委員会（奈良県警察運営総合対策委員会の設置に関する訓令（平成8年12月奈良県警察本部訓令第21号）に基づき設置されるものをいう。）の下に、奈良県警察施設整備検討専門委員会を置く。

第2 委員会の組織及び構成

委員会の組織及び構成は、次のとおりとする。

- (1) (委員長) 警務部長
- (2) (副委員長) 警務課長
- (3) (委員) 会計課長 施設装備課長 生活安全企画課長 刑事企画課長
交通企画課長 公安課長 通信庶務課長
- (4) (書記) 施設装備課次席

第3 委員会の任務

委員会は、警察本部庁舎、警察署庁舎及び公舎（以下「警察施設」という。）の整備に関し総合的に検討、審議し、警察施設整備の基本方針（案）を策定する。

第4 委員会の運営

- 1 委員会は、委員長が必要に応じて招集する。
- 2 委員会の議事は、委員長が主宰する。
- 3 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。
- 4 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者に対し、委員会への出席を求めることができる。

第5 委員会の審議事項

委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 警察施設の新設、移転、増築等整備方針に関すること。
- (2) 警察施設の移転先、規模等整備計画に関すること。

第6 専門部会の設置

警察施設の整備方針及び整備計画を専門的に審議するため、委員会に専門部会を置く。

第7 専門部会の構成及び運営

- 1 専門部会の構成は、次のとおりとする。

(部会長) 施設装備課長

(会 員) 警務課次席 会計課次席 施設装備課次席 生活安全企画課次席
刑事企画課次席 交通企画課次席 公安課次席 通信庶務課次席

(書 記) 施設装備課課長補佐(管財第一担当)

- 2 部会長は、必要の都度、専門部会を招集し、主宰するものとする。

- 3 部会長は、必要があると認めたときは、会員以外の者に対し、専門部会への出席を求めることができる。

第8 専門部会の審議結果報告

部会長は、専門部会において調査、検討、審議した結果を取りまとめ、委員会に報告するものとする。

第9 庶務

委員会及び専門部会の庶務は、施設装備課において行う。

第10 審議録の備付け

委員会及び専門部会の庶務に審議録(別記様式)を備え付け、審議の要旨等を記録しておくものとする。

(別記様式省略)